

登録電気工事業者登録申請について

電気工事業を営もうとする方は、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする場合を除き、あらかじめ「電気工事業者」として、岡山県知事の登録を受けなければ営業することができません。(岡山県知事への登録申請は、岡山県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。)

なお、登録の有効期間は5年間ですので、期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする場合は、期間満了1か月前を目処に更新登録の申請を行ってください。

1 必要な書類等

(1) 登録電気工事業者登録申請書

- ・電話番号は、携帯電話など日中連絡が取りやすい番号も追記すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。

(2) 手数料 岡山県収入証紙 22,000円分(申請書に貼付)

- ・岡山県収入証紙は、県庁1階(外)のコンビニ、県庁地下物資部、県下各警察署等で販売。
- ・県証紙販売所(売りさばき所)は、ホームページで確認可能。
(<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-17760.html>)

(3) 誓約書(個人、法人、主任電気工事士)

- ・主任電気工事士の誓約書については、申請者自身(個人の場合は本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出不要。

(4) 雇用証明書(主任電気工事士を雇用している場合)

(5) 主任電気工事士の実務経験を証する書面

- ・主任電気工事士が第2種電気工事士の場合、3年以上電気工事に従事していたことを証明する書面が必要。また、そのことが確認できる公的書類等を求める場合があるので留意すること。

【確認書類の例】

- ①健康保険証の写し
- ②当該年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税通知書(特別徴収義務者用)の写し
- ③企業年金記録の写し
- ④雇用保険徴収の写し
- ⑤登録簿等の謄本 等

(6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

- ・主任電気工事士が第1種電気工事士である場合は、講習記録面の写しも必要。

(7) 営業所位置図

(8) 備付器具調書

- ・自家用電気工事を営む場合は、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置が必要。(一般用電気工作物のみ行う業者については、これらの器具は備付不要。)
- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなす。

(ただし、借用契約を締結等した業者名を必ず様式の()枠内に記入すること。)

(9) 登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)(法人である場合)

2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、簡易書留にするなど郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表面に「登録電気工事業者登録申請書」と朱書きし、封筒の裏面には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班(岡山県庁4階)

TEL (086) 226-7296 (保安班直通)

※受付時間…8:30~12:00、13:00~17:00

(土・日・祝日は受け付けしていません。)

※県下各県民局(地域事務所)では、受け付けしていません。

「登録電気工事業者登録申請書」

手数料 (証紙) 貼付欄 ↓	受付欄
<ul style="list-style-type: none">・ 22,000円岡山県収入証紙を貼付すること。・ 収入印紙と間違えないこと。・ 消印 (印鑑等で割印) をしないこと。	

登録電気工事業者登録申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

電話番号 () -

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 岡山県第 号 (県)

2. 法人にあっては、その役員の氏名

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
- 4 自家用電気工作物の工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄に記載する必要はない。

「誓約書」（申請者用）

〔添付書類〕 施行規則 2 - 2 - 1

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人であっては代表者の氏名

T E L

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 第5号 法人であって、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人であつては代表者の氏名
T E L

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
		第 種電気工事士 県第 号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

「主任電気工事士雇用証明書」

雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人であつては代表者の氏名
T E L

下記の者は、私（当社）従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 令	年 月 日 満 才
雇 用 年 月 日	

「主任電気工事士等実務経験証明書」

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

令和 年 月 日

証明者 住 所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名
T E L 印

岡山県知事 殿

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名	
	生年月日・年令	年 月 日 才
	現 住 所	
	電気工事士免状の交付年月日	年 月 日
	免状交付番号	県 第 号
2 電気工事に従事した職歴		
所 属 名	期 間	業務の内容
	年 月 日 ～ 年 月 日	
3 証明者の事業内容		

(記載注意)

- 1 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というごとく具体的に記入すること。
- 2 業務の内容は、〇〇用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等を具体的に記入すること。

なお、主任電気工事士の職歴のあるものについては、その旨を明記すること。

「主任電気工事士免状の写し」

電気工事士免状の写

(表)

都道府県名 第 号	
第〇種電気工事士免状	
	氏名 _____
	生年月日 _____ 年 月 日生
	_____ 年 月 日交付
	都道府県知事 印

(裏)

記 事	
住 所	

備 考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。(電気工事士法第5条第2項)
- 2 免状を汚し、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。
(電気工事士法施行令第4条)
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。
(同令第5条)
- 4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 5 住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

(備考) 免状をコピーしてください。

なお、第一種電気工事士免状の場合には、
「講習受講記録」の面も写るよう
コピーしてください。

「営業所位置図」

営業所位置図

もよりの駅から営業所までの道順



(注)

線 駅下車、 行バスを利用し
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で
上記営業所に到着する。

